解釈改憲・集団的自衛権行使を許さない特別決議（案）

安倍首相の私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（「安保法制懇」）は、5月15日、現行の憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認すべきとする「報告書」を安倍首相に提出した。「報告書」では、「必要最小限度の自衛措置」の範囲内に、集団的自衛権の行使も含めるよう求めている。

「報告書」を受けた安倍首相は、「邦人輸送中の米輸送艦の防護」「駆けつけ警護」など具体的行動の事例を示し、政府の「基本的方向性」を表明して憲法解釈の変更へ向けた検討を与党に求めた。「必要最小限」「グレーゾーン」などとあいまいな言葉を使い、さらに混然一体とした例示、それも軍事常識上ありえない「机上の空論」で集団的自衛権の行使容認の必要性を印象づけようとするのは、欺瞞に満ち、姑息である。

「政府の最高責任者は私だ。選挙で審判を受けるのは私だ」。2月12日の衆院予算委員会での答弁だ。集団的自衛権の行使容認について、これまでの政府見解との整合性を問われると安倍首相は逆ギレし、言い放ったのである。選挙で洗礼を受けるのだから「何をやってもいい」という居直りで、憲法によって権力者の行動を制約する立憲主義を完全に否定するものだ。

特定秘密保護法、武器輸出三原則の見直し、国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）の設立……。着々と「戦争のできる国づくり」の準備を進めてきた安倍政権。その“仕上げ”が、「集団的自衛権」の行使容認である。集団的自衛権を行使することは、「戦争をすること」である。日本国憲法は、第９条によって、「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」を規定している。集団的自衛権については、「憲法９条の下において、許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛する必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」との憲法解釈が広く国民の間にも定着しており、歴代政権も堅持してきた。

安倍首相は「積極的平和主義」と言い、ＮＡＴＯにも協力するという。世界中の紛争地に日の丸を立てることになる。そこで死ぬのは普通の国民である。

日退教には戦争の恐怖、痛み、悲惨な状況を体験した会員が多くいる。そして「教え子を再び戦場に送るな」の決意のもと、二度と戦争をしないと誓った憲法を大切にしてきた。

解釈改憲をめぐる攻防は、今通常国会会期末が最大のヤマ場をむかえる。

国民投票による憲法改悪のシナリオが、集団的自衛権行使容認のあとから歩み寄っていることも見逃すことは出来ない。９条条文改悪を阻止するためにも、今日の解釈改憲阻止のとりくみに全力投入する。私たちは「戦争をさせない1000人委員会」や平和フォーラム、多くの市民と連帯し、現退一致でとりくみを強化していく。

以上決議する。

2014年6月10日

日本退職教職員協議会　第43回定期総会